

第 2 回

天王町・昭和町・飯田川町

合併協議会会議録

日 時 : 平成15年8月8日

場 所 : 天王町福祉センター

第2回 天王町・昭和町・飯田川町合併協議会

1. 日 時 平成15年8月8日(金)午後2時~3時22分
2. 場 所 天王町福祉センター
3. 出席した委員等 会 長 石 川 光 男
第1号委員 千 田 鐵太郎 小 玉 久 男
第2号委員 後 藤 一 志 堀 井 克 見 千 田 正 英
赤 平 未次郎 小 林 友 明 大 澤 一 義
佐 藤 正 信 伊 藤 栄 悦
第3号委員 鈴 木 久米雄 三 浦 トシ子 舘 岡 哲
南 都 武 男 淡 路 徹 伊 藤 義 弘
鈴 木 政 亞 小 玉 喜久子
第4号委員 山 口 博 司
4. 欠席した委員 第2号委員 門 間 英 也
第3号委員 佐々木 吉 男
5. 出席した幹事等 幹 事 長 佐々木 嘉 一
副 幹 事 長 渡 邊 毅 間 杉 作 朗
幹 事 高 橋 利 雄 大 越 宏 鈴 木 司
門 間 鋼 悦 伊 藤 賢 志
鐙 利 行 千 種 肇
教 育 長 保 坂 廣治郎 小 林 洋 菊 地 紘
事 務 局 幸 村 公 明 渡 辺 雅 人 菅 原 龍太郎
村 山 久 尚 他5名
6. 協 議 案 件

(1) 協 議

- 協議第6号 合併協定項目について
協議第7号 合併の方式について
協議第8号 合併の期日について(目標期日の確認)
協議第9号 新市の名称について(名称の決定方法の確認)

(2) 提 案(次回協議資料)

- 協議第10号 新市将来構想について
協議第11号 新市建設計画について(策定方針の確認)
協議第12号 地方税の取扱いについて

(3) 次回の開催日について

【 協 議 の 状 況 】

司 会（事務局長 幸村）

大変お忙しい中、ご出席を頂きまして誠にありがとうございます。
定刻となりましたので、只今から第2回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会を開会致します。

それでは、会議次第に従いまして進めさせていただきます。

開会にあたりまして、会長からご挨拶を申し上げます。

会長（石川天王町長）

皆さん、今日は悪天候のところご出席を賜りまして、誠にありがとうございました。
また、今日の午前中の3町の公共施設の視察、あるいは4日、5日の先進地研修については委員の皆様それぞれ得るところがあったと思いますが、それらを、今後の法定協に生かして下さればありがたいと思います。以上をお願い申し上げまして、開会の挨拶と致します。

司 会（事務局長 幸村）

続きまして、本日の会議に入りますが、天王町の佐々木吉男委員と、飯田川町の門間英也議長から、欠席する旨のご連絡がありましたのでご報告致します。会議に先立ちまして、ここで出席委員数の報告をさせていただきます。本日は19名の委員の皆様の出席を賜っておりまして、規約第10条第1項の規定により、本会議が成立したことをご報告致します。

また、委員の皆様にあらかじめお願いがございます。会議における発言につきましては、会議録を作成するため録音しております。発言の際は、必ずお手元のマイクを使って頂くようお願い申し上げます。

それでは、会長から会議の進行をお願い致します。

会 長（石川天王町長）

それでは本日の会議を開きます。

はじめに、会議録署名委員の指名をさせていただきます。本日の会議録署名委員は、会議運営規程第7条第2項の規定に基づき、会長において、天王町の千田正英委員と天王町の鈴木久米雄委員を指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでははじめに、4の法定協議会の協議手順等についてを事務局から説明させます。

説明者（事務局長 幸村）

合併協議会の協議手順等についてですが、第2回協議会資料の2ページをご覧ください。

合併協議会の協議手順については、十分ご承知のことと存じますが、新たな委員も加わりましたので、改めて協議手順等について、ご確認も含めご説明したいと存じます。

1つ目の合併協議会の役割としてですが、合併協議会は、協議するための機関であって、決定機関ではありません。しかしながら、「合併協定書」を取りまとめることが最大の役割であり、各協議事項などは、協議会として決定、表現としては「確認」していくことが必要となっています。合併協議がすべて終了した後に、その内容を「合併協定書」として取りまとめて合併調印を行い、その内容をもとに法律に定める合併手続きとして、各町で行う合併議決へと進めることと

なります。

2つ目の事務事業のすり合わせの基本的区分についてですが、3町では、様々な事務事業を実施しておりますが、すべての事務事業は協議により現行通り、一元化、廃止と3つに分けられます。

現行通りについては、全部について存続されることとなります。

一元化については、統合、これは3町のいずれかの方式に統合されるものですが、更に合併時に統合されるもの、合併後のある時期に統合されるものに分けられます。

また、再編、これは新規に再編成するものですが、合併時に再編されるもの、合併後のある時期に再編されるものに分けられます。

廃止については、更に合併時に廃止されるもの、合併後のある時期に廃止されるものに分けられるものであります。

3ページの合併協議会での協議の流れについてであります。合併協議会では、まず、提案Aについては、調整案を事務局より資料提出し説明致します。これを各委員で検討し、次回協議会の正式協議の際、各委員が検討した意見を持ち寄って協議し、で確認、決定してまいります。場合によっては継続協議となります。この時、次回提案Bの調整案について事務局より資料提出し、説明致します。こういうサイクルの繰り返しにより、項目を1つずつ着実にこなして頂くこととなります。

なお、調整案についてであります。1番下の米印ですが調整案とは、分科会、専門部会、幹事会で協議調整された内容を正副会長により最終調整をし、会長が協議会に調整案として提案していくものとなっております。以上であります。

会 長（石川天王町長）

合併の協議手続等についての説明を終わりました。続いて協議に入ります。協議第6号、合併協定項目についてを議題と致します。

事務局から説明を求めます。

説明者（事務局長 幸村）

それでは、4ページからとなります。協議第6号合併協定項目について、ご説明致します。5ページをご覧ください。合併協定項目と致しまして、協定項目1．合併の方式から合併の期日、新市の名称、新市の事務所の位置など、ここに53項目の合併協定項目を確認するというものでございます。

なお、合併協議の進捗に伴いまして、ここにお示しある53項目以外にも変更が生じる場合があるかと思っております。こういう変更が生じた点につきましては、再度、協議会にお諮りし、協議をして頂きたいと考えているところでございます。

資料の6ページからは、合併協定基本項目等の確認スケジュールとなっております。説明は、以上でございます。

会 長（石川天王町長）

協議第6号について説明致しましたが、これから、協議して頂き確認して頂く協定項目が

53項目あるということであります。内容についてはこれからの協議に含まれると思いますけれども、この件についてご意見ご質問等ありましたらご発言をお願い致します。

後藤委員（天王町）

天王の後藤一志です。この合併の項目ですけれども、私よくわかりませんがこの基本項目というものが5つありますが、これはやはり、早めに一括して上程して、そしてそれを時間をかけて相談していくと。協議していくと。そういう形式をとった方がいいような気がしますが、会長いかがですか。

会 長（石川天王町長）

今、天王町の後藤委員から項目の基本的になるようなもの、ということは新市の事務所の位置、財産の取扱い、議会の議員の定数及び任期の取扱い、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い、この点については早めに協議してほしいということでしょうか。

後藤委員（天王町）

はい、その通りです。

会 長（石川天王町長）

これについてご意見ございませんか。

（意見なし）

会 長（石川天王町長）

ないようですが、それではこの、今、後藤委員の発言した項目の7番目までは次回第3回の法定協議会で協議議題とすると。

堀井委員（天王町）

天王町の堀井と申します。今、後藤委員の方からお話ございました通り、基本項目というものは5項目ございます。例えばこの後段に今日出て参りますが、新しい市の名称の決定という協議案件のみがですね、今日上程されております。ですから、このような形態をとらないで、今のこの議題はですね、合併協定の項目についてという提案でありますから、このことについてですね、今後の協議の進め方、スケジュールとして基本項目であります合併の方法、合併の期日、それから新市の名称、新市の事務所の位置、財産の取扱い、まさしく5本柱でありますからこれは時間もかかるでしょう。そしてやはり性急にやるべきじゃないと。きちっとした協議を深めてゆき、そしてまたお互いの認識を深め、それぞれの町に帰って説明できる為にもですね、協議を深めていくということで早々と一括上程をし、それぞれ意識を深めていったらどうかとこういう風な提案だと思います。私もそれには同感でありますので、会長の方から取扱いの程をよろしくお願い致します。以上であります。

会 長（石川天王町長）

今、天王町の後藤、あるいは堀井委員の方から、協定項目の基本となる合併の方式、新市の名称、新市の事務所の位置、財産の取扱いについては一括上程してやるべきだと、こういう意見ですが、これについて別の意見ありましたらお願いします。

小林委員（昭和町）

昭和町の小林です。協議第6号については今、天王町の方の二方から発言ございましたが、この合併協定の項目はこれこれがあるということの確認の意味じゃないですか。今、提案されているのは、そう言った意味で、項目に付け加えるものあるいはここから削除するものがあるかどうかということの確認だと思いたしますが、そのことじゃないでしょうか。

会 長（石川天王町長）

今、小林さんからは、今日のこの議題はいわゆる協定項目の53を確認する場だということで、この後、加えるもの除くものについては意見を出し合うということで、今、後藤さんと堀井さんのことはこれが終わってからもいいということですね。それはそうだと思います。

堀井委員（天王町）

まあそういう理解の仕方も成り立つわけではありますが、一つ一つの協議案件としては、全体的に協議をする、意見を述べるという項がないんですよ。個別な単行案の様な提案になってきますので、あえてそれですから今日この一番のスタートの中で、項目の協議と検討という中で今後全体の中で包含して、そういう提案と協議を進めたらどうかと私どもは含みを持たせて提案をした次第でありますから、後段にですよ、きちんとこの協議をする時間を取ってくれるのであればまた、その後段の中でご意見を申し上げたいと思います。

会 長（石川天王町長）

それでは今、協定項目の5項目を早く一括上程するべきだということと、今議題の第6号は、53項目を確認するというございますので、その確認した後、これを早くやるべきだというような意見になると思いますので、じゃあまずはこの53項目でいいか悪いかを確認したいと思います。これについてはいかがですか。

（異議なしの声）

会 長（石川天王町長）

いいですね。では第6号については、この協定項目について決定になりました。それで今の意見が出るということでしょう。これについては会長としては、私も皆様に意見を、これについては小林さん意見ありますか、今の一括上程のことについて。

副会長（千田昭和町長）

議案の7号8号9号としては、単項議案として提案されているということですよ。

伊藤委員（飯田川町）

飯田川の伊藤ですけれども、これは見ますと、今、昭和さんから言われた様にそれは確認で結構です。それから基本項目とA群というのがありまして、これについてはこのようなスタイルでいっても大差ないと思います。というのはですね、それぞれの項目を通していった時に、これは継続になれば継続になるし、決まれば決まっていくということで、それを9月の段階で決定するというのであれば、そんなに差異はないと私は思います。まあ一括するのも1つの考え方であるし、このような計画の中でのやっていく方法もあると。私はこの中

で結構だとかこういう風に思います。

会 長（石川天王町長）

これについてはいいですか。

堀井委員（天王町）

そうすれば、このことを協議する時間ということで、また改めて発言をさせていただきます。

今、後段の方ですね、今日合併の方式とか合併の期日というのが出て参ります。このことについて私は、それはそれで単行案としての提案も結構だと思います。しかしながら、問題なのは任意の時から協議をして参りましたが、新市の名称、それから新市の事務所の位置、それから財産の取扱い、まさしく3本柱、三位一体の関係がございます。ですからそれぞれ天王・昭和・飯田川の町の上で、要望なり意見なりあるいはまた主張があたりだと思いたすが、まさしく合併を進めて行く中では、これはやはり切っても切れない、いわゆる不可分の関係にあるということで、それぞれの主張が出てきた中で、まさしく互譲の精神とバランスをとって、最終的に合併という落とし所に落とすということになれば、やはり一括上程をして協議をした方がお互いの意見も聞きやすいし、また私達が我が天王に帰る、あるいは昭和に昭和の皆さんは帰る、飯田川に帰った時、議会をはじめ町民の皆さんにそれぞれの説明がつくというものではなかろうかと、こういう風に思います。一つ一つやっていきますと、その都度また原点に戻って、また継続・継続ということで非常に話が複雑化してきますので、時間をかけてもいいですから当初に一括上程をし、そして審議を深めていっていわゆるこのスケジュール表を見れば、来年度の2月なら2月までにきちっと落とすと。その途中の事務が必要であれば、そのスケジュールに合わせて協議を煮詰めていくという意味での一括上程の提案であります。以上です。

会 長（石川天王町長）

これは、会長としてこういうのも変ですが、任意協議会ではこの3点セットは同時に協議されているわけですね。法定になってなぜこの分割という風になったかということについては、まあ会長としてこういうことを聞くのも変ですけども、やっぱりあの、任意協ではこの新市の位置と財産の取扱い、新市の名称については一括上程されていたということを踏まえると、やっぱり戻るべきではないかなと、そういう風に思いますけれども。

説明者（事務局長 幸村）

本来であれば、事務所の位置についても今回挙げたかったのですが、事務所の位置については事務組織機構、あるいは庁舎の方式とか色々こう検討する項目もございまして、今事務局ではその下調べを検討中であります。そういう内容を十分提示できるようになってから、皆さんから協議、検討して頂きたいということで、8月の末に行われる協議会でその決定の方法、要するに事務所の位置については合併協議会一本で決めるか、あるいは委員会を設けてやるのか、そういうものを決定した後にその事務組織の方を上程できるように準備して参りたい。そのためには専門部会、分科会、幹事会の方にもお諮りし内容を精査したうえで協議会で検討して頂きたいというスケジュールがありますのでこういう風に思っている訳で

あります。

会 長（石川天王町長）

わかりました。要するに事務方も今回の第2回法定協議会に提案したかったけれども、事務機構については間に合わなかったということですから、第3回目は間に合うのですね。

説明者（事務局長 幸村）

はい、事務機構は10月頃に、その決定方針が決まった後に提案したいと考えております。

会 長（石川天王町長）

10月以降ということは、第何回目になるのでしょうか。

説明者（事務局長 幸村）

決定方法です。例えばこの後も名称について出ていますが、委員会で決める方法と協議会で一回で決める方法と、色々検討する方法があります。その方法を、次の時にとらえられるように提案したいと考えております。それが決定すると、それに基づいて今検討している内容を上程したいと考えております。

会 長（石川天王町長）

事務機構が、この決定の最大条件になるのか。

赤平委員（昭和町）

結局その、方法というのは色々な方法が出てくる訳ですよ。だからそれは副案として、原案として、事務局から出てきたものは私共が叩き台として叩くのだと。そういう風に考えて、要するにこの期日に間に合うようにですね、議論を戦わせる時間があればそれでいいわけですよ。

ただし今回、一括提案ということになるとですよ、今この提案されている方式そのものを、事務局が提案した方式そのものを今回手直ししなければいけないわけでしょう。これは一つ一つ提案していますから。だから審議としては、一つ一つ審議するようなスタイルで今回提案なされているわけで、だからそれを一つ一つやっていけばタイムスケジュールには間に合うのだと。まあ少なくとも今回、できるならばですよ、新市の名称くらいまでには踏み込んだ形で結論出せるような形にしていきたいと思っておりますけれども、この提案のスタイルでいいのではないですか。これを逐次審議して行きましょう。

堀井委員（天王町）

今、赤平さんの方から早速その提案、まあそれはまた1つの切り口としては結構であります。それで、法定に入りましてから今回が2回目ですよ。前回ははっきり言って顔合わせ的なムードの中で1回目は終了と。流れを説明してね。ですから、まさしく事務局提案は結構だという見方も1つでしょうが、一括提案をして今度はいよいよ法定の各論に入っていくという私達の意見も確かなものですから、これは事務局が提案したからそれに一つ一つ沿っていけばいいのではなくて、私が心配しているのは、3本の柱というのはそれぞれ重いし大変な課題ですよ。これを一つ終わったからまた一つとなれば、まさしくまた原点に戻って、また協議というのは大変ですから、時間がかかるということを重々予測がつくことですから。

私は今日はむしろそのことも含めて、どういう提案の方法をとるのかということを含めて今日は2回目ですので、いよいよ具体的に協議すべきなのです。その場で私共は3つのこの柱というものを一括提案をし、時間をじっくりかけてそしてタイムスケジュールに沿った形で、来年の2月なら2月、あるいはまた10月なら10月に落としていくべきだと。こういう主張をしているわけですから、どうぞご理解頂きたいと思います。この辺は一つですね、結論が出ないとするならば、まさしく今月にもう1回あるわけですから、それまでに会長として、また幹事長としてもっと精査し詰めてですね、再提案をして頂きたいということをお願いしたいと思います。

会 長（石川天王町長）

今、色々話がありましたけれども、最終的にはこの協議議題を提出する責任は会長の私にありますので、この後は副会長ともよく協議をしながら我々の考えを事務方に伝え、そのようにしていきたいと考えておりますので、第3回目の協議議題についてもこの後早めに協議したいと考えています。

要するに提案権、提出議案権は会長にありますので、副会長とよく協議を進めて逐次やるというような意見もありますし、それから一括上程して総合的に判断するという意見もありますので、こちら辺はよく副会長と相談しながら事務方に意見を述べるということにしたいと思います。これでいいですね。

（異議なしの声）

会 長（石川天王町長）

それでは、第6号の協定項目の53については、原案のとおり決定致しました。

それで、これについては4ページに確認ということがありますので、平成15年8月8日と記入してください。

続いて、協議第7号の合併の方式についてを議題と致します。事務局から説明を求めます。

説明者（事務局長 幸村）

そうすれば10ページからとなります。協議第7号合併の方式についてでございます。

合併の方式については、調整案として、黒い枠の中に書いてありますが、天王町、昭和町、飯田川町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とすることを確認するという内容であります。

11ページをお願い致します。任意協議会の調整素案の内容でございますが、こちらの調整素案は天王町、昭和町、飯田川町を廃し、その区域をもって新しい町（市）を設置する新設合併とするという、内容案でございました。

続いて13ページをお願い致します。4の新設合併の定義等についてでございますが、市町村の法人格の項目ですが、合併前の市町村の法人格が全て消滅し、新しい法人格が発生することになります。その関係で町長、それから議員、特別職は全て失職することになります。ただし、議員の皆様につきましては、合併特例法の中に特例がございまして、法定数の2倍までの議員を置くことができる定数特例と、全員2年以内の間、引き続き在任

できるという在任特例がありますが、いずれかの特例を適用することができます。それから農業委員会の委員につきましても特例がございます。

新設合併は、当然、市として新たな名称を定める。それから事務所の位置も新たに決定することとなります。

説明は、以上でございます。

会 長（石川天王町長）

只今、協議第7号の合併の方式について説明しましたけれども、これについてご意見ご質問等ございましたらお願いします。

（異議なしの声）

会 長（石川天王町長）

それでは、協議第7号については、原案の通り決定致しました。

これも確認の記入をお願い致します。10ページの確認については、15年8月8日をご記入願いたいと思います。

協議第8号の、合併の期日についてを議題と致します。事務局から説明を求めます。

説明者（事務局長 幸村）

16ページをお願い致します。協議第8号合併の期日について、目標期日の確認でございます。合併の目標期日の調整案については、黒枠の中ですが、合併の目標期日は平成17年3月31日以内とすることを確認するという内容でございます。

一旦6ページに戻ります。6ページは先程お話の中にもありましたが、合併協定基本5項目等確認スケジュールの中の、協定基本項目2番の合併の期日の欄でございます。本日は細目として、合併の目標期日についてご協議して頂くものであります。目標期日は合併特例法の期限であります17年3月31日以内とすることを最初に確認して頂き、その後、何回か協議を重ね、主要な協定項目が確認される1月を目処に具体的な合併の期日、月日を提案説明しまして、年度内には最終的な確認をして頂くというものであります。

これらについてのご協議の方をよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

会 長（石川天王町長）

協議第8号について説明を致しましたが、これについてご意見ご質問ありましたらお願いします。

堀井委員（天王町）

基本的には平成17年の4月1日の時限立法でありますから、3月31日をもって合併ということには基本的には全く異論はありません。しかしながら先般研修した中で、仙南・千畑・六郷の中で、丁度3月31日から4月1日となりますと、年度の端境期ということで様々な煩雑なものがあると。それが原因、理由として11月に合併と、あえて設定してあるということで、先程事務局の方からの説明ですと、スケジュール表に載りながら今後ローリングをかけていくという風な趣旨の説明でございましたので、まあこれから3月31日が前倒しになるということも十分あり得ると思いますが、私としては、これは当初の段階でなるべく

前に合併をして、そして年度の変わり目の時に住民サービスに支障を来たさないような、という風なスタンスをこの際まず持って、確認してこの項について入っていくべきではないかなということをご意見として申し上げたいと思いますので、会長の方のご見解を頂ければ幸いです。

会 長（石川天王町長）

今、法定の期日は決まっていますのでそれまでには合併しなければならないことで、今言うその意見もありますし、六郷・千畑の件もありますので私もそう思います。確認しておきたいのは3月31日以内を、なるべくもう少し早めに持っていくと、こういう認識を持ちたいと思いますがいかがでしょうか。

（異議なしの声）

会 長（石川天王町長）

はい、そのようにします。

伊藤委員（飯田川町）

この意見には私も賛成です。それで、まず一つは事務局の方に伺いたいのですけれども、国と県の方で時間を事務の手續の短縮が約70日位あったはずなんですよね。それで、そういう風なところから見れば法定協議会を立ち上げてから20ヶ月位で、合併のそれをやると、そういう風な話でスケジュールは進んでいる訳ですね。今、いつどういう風にするかということで話をしている訳ですが、その時にこの調整内容の2というのがありますね。17ページの、期日決定のポイントということで、こういう風な中身が示されて、トータルで期日が決まっていくのではないかと思います。従って事務局の方からご難儀でありますけれども、こういう具体的な内容についてご提案頂いて調整をしたらいかがかと、こういう風に思いますのでご要望しておきます。

会 長（石川天王町長）

まあいずれ、要するに基本的には31日だけれども、それをなるべくでも1日でも早く決めるということで、いみじくも走りながら考え、考えながら走るということも必要でしょうから、なるべく早めに合併するということの確認をしたいと思います。

（異議なしの声）

会 長（石川天王町長）

それではそのように致しました。これも確認の日にちを、16ページの確認月日を15年8月8日とご記入下さい。

続いて、協議第9号新市の名称についてを議題と致します。事務局から説明を求めます。

説明者（事務局長 幸村）

それでは19ページからとなります。協議第9号新市の名称について、名称の決定方法の確認でございます。新市の名称の調整案については、公募を行ったうえで小委員会において候補を絞り込み、合併協議会で決定するという確認をして頂く内容であります。

この度、名称の決定方法の確認として募集要項や小委員会の設置について確認して頂き、

その後、公募や応募作品の絞り込みなどを行うこととしております。

新市の名称の定め方については、法律上特に規定はございません。基本的には自由に定めることができます。

続いて24ページをお願い致します。

24ページの5の新市の名称選定の案であります。これは新市の名称の選定方法について、どのようにして新市の名称を選定するかというものでございます。はじめに法定協議会で新市の名称募集要項を策定し、公募する。選定小委員会を設置し、選定小委員会において審査基準を定めた上で、応募作品を10作品の候補に絞り込む。法定協議会において、10作品の中から新市の名称を決定して頂くという選定方法でございます。このことは、公募を行った上で小委員会において候補を絞り込み、合併協議会で決定するという内容であります。

6の新市の名称の公募案としてであります。選定小委員会については設置する。募集要項は制定する。周知方法としては協議会だより・広報・ホームページとしております。応募方法としては、応募用紙・官製はがき・電子メール・ファックスとしております。応募資格は3町の居住者・3町の出身者・対象は小学生以上。応募の記載内容については、新市の名称・提案理由・住所・氏名・年齢・性別・電話番号、3町の出身者は出身地の町名。応募基準については、全国の市町村名に無い名称、としては、3町の名称使用については、更に案1・案2・案3と細分しております。が地理的にイメージできる名称、が特徴を表す名称、歴史・文化にちなんだ名称、合併を記念した名称、その他新市としてふさわしい名称としております。懸賞としては、名付け親賞1人、その他の賞としております。募集期間は、10月1日から2ヶ月間。その他として、1人につき1点のみの応募としております。また、25ページであります。7の県内の名称公募の事例では、下のほうに米印で表示してある事例であります。本荘由利合併協議会では、旧市町村名の名称使用は使用できる。公募は行うこととしておまして、期間は2ヶ月間。応募資格は区域内に住所を有する方。年齢制限はなしとしております。一方、田沢湖角館西木合併協議会では、旧市町村名の名称は使用できる。公募は行わない。協議会委員による名称案を提示しております。現在のところ、角館市7名、田沢湖市6名、以下このようになっております。

それから26ページになりますが、新市の名称の募集要項、これ案をお示ししてございます。名称公募案を要項に表したものでございます。

続いて28ページをお願い致します。新市名称候補選定小委員会設置要領であります。こちらは、先程申しました応募作品の審査会を設けるとした場合に、どのような内容かということをお示した案でございます。この内、第3条の組織ですが、3町の長が定めた学識経験を有する者各2名を持って組織するもので、3町合わせて6人の委員で組織するものです。

29ページには、只今ご説明致しました名称選定のスケジュールを表にしてお示ししております。

説明については、以上でございます。

会 長（石川天王町長）

只今、協議第9号をご説明申し上げましたが、新市の名称の決定は、合併協議会の協議項目の中でも、事務所の位置とか、あるいは財産の取扱いということで最も重要なものの一つと思います。

本日、ご協議して頂く内容は、新市の名称を、公募を行った上で小委員会において候補を絞り込み、合併協議会で決定するという確認をして頂くものでありますが、協議して頂く内容が多岐に渡りますので、最初に基本的な選定方法、次に新市名称の公募案、それから募集要項、小委員会設置要領の順にご協議頂き、これらの内容が確認され次第、公募していきたいと考えておりますので、項目毎にご質問等お願い致しますが、はじめに、24ページの
新市名称選定案についてであります。選定小委員会の設置の有無なども含まれておりますので、ご意見ご質問等ありましたらご発言をお願いします。

（異議なしの声）

会 長（石川天王町長）

新市の最初の基本的な選定方法24ページの選定案については原案の通りでいいですか。

（異議なしの声）

会 長（石川天王町長）

これについては異議なしということでございます。

小玉委員（飯田川町）

小さい質問ですけれども、小委員会において10の作品に絞り込むということですが、その審査基準というのは、10名の委員さんが基準を作るのでしょうか。例えば、公募した名前の票数に関係なく、委員さんが良いと判断した10を絞り込むのか、あるいは投票総数の上から10位までを絞り込むのか、そういう内容については、公募の名前の委員会で決めるのでしょうか。

説明者（事務局長 幸村）

それについては、今小玉委員からお話されたような内容で進めて参りたいと考えております。

小玉委員（飯田川町）

委員会の中で決めるのですね、その基準方法は。

説明者（事務局長 幸村）

すみません、29ページをちょっとお願いします。29ページのスケジュールの欄にありますが、ここの表には、協議会が決めるもの、小委員会が決めるもの、3町の長が決めるもの、事務局が準備するもの、それぞれ月毎にこう区分しております。それで小委員会においては9月に、もし今日、内容が全部このままだとすれば、早い時期で9月頃には小委員会を設置致しまして、審査基準の決定を行います。そういう内容をその中で決めて頂いて、それを協議会に報告するような形のスタンスを考えております。

会 長（石川天王町長）

ただあの、小玉さんが聞きたいのは、10人の小委員会が決定して、10の候補を絞り込むと。その中で第1位のものをやるのかと。次点の絞り込みをする際に、審査の基準というものを設けるということをしなければならないでしょう。それを小委員会で決めると。それはやるということです。いいですか。

次は、24ページの6の新市名称の公募案についての意見を承りたいと思います。

後藤委員（天王町）

まずは新市の応募基準ですけれども、番の3町の名称使用についてということでありませけれども、私は、こういう3つの例があるということですが、いらぬのではないかなと思います。ということは、由利本荘地域の合併協議会の方でも、田沢湖の方でも、旧市町村の名義というものは全部包括して公募すると、こういうことですので、さように考えます。

会 長（石川天王町長）

応募基準の3町の名称使用について、只今、後藤委員から案の1の3町の名称は使用しないということについては反対であると、ということです。

佐藤委員（飯田川町）

私はまた、その反対の考えですが、この問題については任意協議会の時からの検討した内容でございます。従いまして、また過去の地方の協議会の状況を見ましても、使った場合の事務の進行具合、決定具合にいろいろ問題が出ている状況を、情報、新聞等で出ておりました。そういうことからしますと、やはり事務局でも説明がありました様に、人口の多い所、あるいはそういう片寄りが生ずるようなものを使った場合は、そういう意味からしますと、選定に苦勞することが十分予測される。そういうことを考えますと、使用しない方がいいのではないかと。私は、使用しないという方に賛成致しております。

会 長（石川天王町長）

今、佐藤委員からは逆で、使用しない方がいいということで、また分かれましてけれども、これはどうしますか。

鈴木委員（飯田川町）

飯田川の鈴木と申しますが、先程後藤委員からですね、使用するという理由においては本荘由利、それともう一つは田沢湖角館方面の例を挙げたのですが、最初の本荘由利の方は対等合併ではないですよね。それともう一つの後半の方は、観光地というそういう特殊な事情があるから使用すると、こういうことなのですが、この3町はあくまでも対等合併ですので、私は使用しない方がよろしいと思います。

会 長（石川天王町長）

対等合併だから使用するという意見もあるわけですよ、逆に。これは困ってしまった。

堀井委員（天王町）

何回もすみません。今、後藤委員からもお話ありました。飯田川の佐藤さんから、以前は

昭和の赤平さんから私もこのことに触れています。私共は基本的に、なぜ旧来の町の名前を除外して公募しなければならないのかと。そもそも、対等で互譲の精神でものをやるとすれば、表裏一体でそれを除外してもいいし、全く除外しなくてもある意味行き着く所は同じではないかなという風な気もするのですよ。ですから私は、絶対反対するものでもないよと言いながら、公募という原理原則からいって最初から除外ありきというものはいかなものか。範囲を3町とらえず全県でもいいじゃないかと。むしろ合併の名称でもって、全県、全国に発信するという考えに立つならば、もとより旧3町の除外なんという初めにありきという発想を捨てて、広く門戸を開くべきだと。それが公募というものの原理原則でありますよということを以前に私共発言をしております。ですから、天王町が人口多いから、多く票が入るから、それがトップで決まるなんて、そんな協議委員会の基準が今から決まっているわけでもないし、むしろそれが、ちょっと言葉がきついですよ、先入観が強過ぎますよ。公募という原理原則の中で応募して下さい。何も私共が、天王町が一番になったからってどこまでもごり押しするなんていう野望的気持ちは持っていません。天王町の委員として、少なくとも全体的、広角的判断で、ここの下にも書いてありますよ、事例を挙げて。見方によっては誘導みたいなものだ、湖のつく所こうだね。こういうものが許されて我々が半世紀以上も愛着と歴史を感じてきたものを、応募の土俵にも挙げないで葬り去る。これが住民意識として通りますか。そのことも含めながらですよ、私は公募というものは門戸を開いて、原理原則でやって下さいと。そして結果的に私は、何も天王の委員として天王にこだわることでもないし、余計に入ったからって私等がどうこう言うことでもない。まさしく6人のやはり学識経験者の中で、新しい市としての一番威厳のある自治体の名前とはって頂きたいということを含み持っておりますよ。ですから、むしろ全県、全国に発信して全部確認を取り払って、公募という形の手法をとって頂きたいということを重ねて、また意見として申し上げます。以上です。

会 長（石川天王町長）

今、鈴木さんから、観光地あるいは吸収対等ではないということの発言がありました。今、事務局から、本荘も対等だそうです。それで今任意協、法定協も含めて数ヶ所あるのですが、事務局で参考のために初めから旧町を使わないという所はいくつありますか。

説明者（事務局長 幸村）

大曲仙北のみです。

会 長（石川天王町長）

そういう事例もあるわけだ。そこら辺をもう少し、もんで下さい。

千田委員（天王町）

天王の千田です。只今ですね、公募の意味からしてもやはり応募者の意思を十分に反映させる為にも、決してその選択肢を狭くしてはならないと思うのですよ。公募することによって今の名称が、住民の応募する皆さんがどれだけ愛着を持っているかという、そういうデータも一つ我々も参考にしたいと思っておりますので、ぜひ確認をしたいと思っております。

大澤委員（昭和町）

只今、飯田川さん、天王さん色々な話がございます。どちらを聞いてもそれなりの筋がきちん通っています。そこで、我々、今この会議の中で極端な議論までしながら、本当に最初の一番の難関の問題でございますし、そこら辺を考えた時にその考え方は十分組み込めるどちらの考え方もある訳ですけれども、私は今日のこの会議の中でその方向を決定すべきではないという風な、もうちょっと私は議論を深めて然るべく状況ではないのかなと。これからの問題等全てを考えた時に、今ここで、あまりに極端な方向を正すべきではないという風な考えを持っておりますが、会長、いかがでございましょう。

会 長（石川天王町長）

今、昭和町の大澤委員から、今日ここで拙速して決めるべきではないと、時間をかけろということのご意見ですが、これについてはいかがですか。

（次回に持越しとの意見あり）

会 長（石川天王町長）

これについては、旧町名は使用しない・するということは次回に持ち越しということになりましたので、この他についてはいかがですか。含めてですか。

小玉委員（飯田川町）

すいません、含めてですけど、私が先程質問した内容もちょっと係わりまして、6人の小委員会で審査基準は6人の方が決めるのかというのを一つに、一票でもすごい誰も思いつかなかった素晴らしい名前が浮かんでくるかも知れないし、千票あっても、わーこれは一となるかも、その6人の方がですよ、そう思うかも知れないし。それで基準は小委員会の6人で決めるのでしょうかと聞いたところでした。数で押していくのであれば、いや絶対これとは思う人は数で押しますから。人情として。以上です。

会 長（石川天王町長）

ただ、その選定の中でも、第1位となった物を決定するという風なことは絶対しないでしょうから、これはしてはならないです。

だから、それらの意見も踏まえて、今日の第2回の法定では新市の名称についての選考とかそういうものについては、継続審議ということにしたいと思います。

（会長としての見解を求める声あり）

会 長（石川天王町長）

私会長として、3回目の日にちはこの後日程協議しますが、3回までは言葉が悪いですが、けりをつけたいと。こう思いますので、皆さん一生懸命、頑張ってくださいと思いますのでよろしくをお願いします。

それでは後は、次回開催日ですね。次回については、先程、一括審議すべきである、すべきでないという、個々にやるべきであるという意見も踏まえて、この後副会長とよく相談しながら、載せるか載せないかということを知りたいと思いますが、まず、新市の構想と、新市の建設計画と、地方税の取扱いについては是非載せたいと、そういうことですね。説明を

して下さい。

説明者（事務局長補佐 村山）

事務局の村山です。私の方から、次回協議頂く協議第10号新市将来構想についてと、協議第11号 新市建設計画についてを説明致します。

はじめに、今日お配りしました、表紙の方に青と緑色の入った新市将来構想をご覧頂きたいと思います。若干説明に時間がかかりますので、あらかじめご了承頂きたいと思います。

会 長（石川天王町長）

暫時休憩します。10分間程。（14：55）

会議を再開します（15：05）

会 長（石川天王町長）

構想案というのは極めて大事でございますが、今までの各法定協議会では事前に事務方から説明をしているということでございますが、これは下旬に、次回を相談致しますが、これを見て頂いて、そしてじっくり読んで頂いて、次回の第3回目の法定協でそれぞれのご意見を出してもらおうということにしたいと思いますが、いかがですか。

（異議なしの声）

会 長（石川天王町長）

それでは事務方、残念ですが構想案についてはそのようにします。

それで、次の新市建設計画と、地方税の取扱いについては、せっかくですので若干説明して下さい。

説明者（事務局長補佐 村山）

それでは、協議10号は皆様からお読み頂くということで、説明は今回省かせて頂きます。それでは協議第11号、新市建設計画の策定方針の確認ですけれども、第3回の協議資料第2回提案の3ページからですけれども、ご覧頂きたいと思います。

3ページ、計画の名称ですが、新市建設計画といいます。策定は天王町・昭和町・飯田川町の合併協議会でございます。3番目として計画の法的根拠であります。以下の通りでございます。合併特例法の中でうたわれている次第でございます。

それから4ページ目ですが、計画策定の基本方針として3つが挙げられております。計画の趣旨、計画の構成及び期間。計画の構成と期間は、平成26年までの10年間と致したいと思っております。それから計画の内容ですが、新市建設計画の策定にあたっては、将来構想を基に具体的な項目について肉付けを行うこととし、以下の項目について配慮して策定します。1つ目、3町は現在策定している基本構想及び国・県の計画等との整合性を図りながら、将来を展望した長期的視野に立ち、新市の将来進むべき方向を明確に定めるものとします。2つ目、公共的施設の統合整備は、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮し、地域バランスに留意するとともに、本計画の実現性を高めるため、合併特例債など国・県の財政支援措置を十分活用しながら、健全な財政運営が可能な計画とします。3つ目、基

本方針を実現するための主要事業については、法定協議会段階では、合併後の事業内容を、合併前に詳細に決定することは、困難が予想されます。予算の確定や事業箇所の決定、各事業間の優先度の判断など、不確定な部分が多岐に亘ることから、具体的な内容については、新市において検討するものとし、新市建設計画ではその大枠を定めるものとします。

5 ページ目ですが、計画の構成ですけれども、以下の通りとなります。5 ページ 6 ページ目が計画の構成となります。

それから 7 ページ目には計画の策定の体制がありますが、将来構想をこの後、概要版を作りまして全戸配布致します。それから各町で住民説明会を開催致します。それから住民アンケートを実施致します。その住民アンケートなどの住民要望を把握しながら、合併協議会の事務局では建設計画骨子案を策定致します。その骨子案を幹事会、企画部会にかけまして、それをまた修正致します。修正されたものを建設計画の検討委員会というものを作りまして、住民の方から入って頂き意見を述べて頂きまして、その意見をまた集約して、その意見を集約したものを合併協議会にかけて、建設計画を確認頂くということになります。

次のページをご覧頂きたいと思います。8 ページです。先程説明しましたけれども、1 番目の骨子案の作成は、事務局が作成すると。それから 2 番の幹事会、企画部会は骨子案に意見を述べて計画案を策定します。新市建設計画検討委員会については、幹事会、企画部会が作成した建設計画素案を検討し意見を述べるということになっております。それから協議会については、協議会は検討委員会が検討した建設計画案を協議する。最終確認後、新市建設計画を県へ提出することになります。建設計画素案に反映させる事項については、協議会が実施する住民アンケートの調査の結果を計画素案に反映させます。それからまちづくりシンポジウムの参加者の意見を素案に反映させます。各市町村が行いました、住民意識調査の結果と住民説明会の意見を計画素案に反映させることとなります。建設計画案については委託業者を考えております。建設計画案作成に当たり、分析、検証等について、委託業者を各会議に出席させ共同作業で行うこととしております。9 ページには、住民意見の聴取ということで、住民説明会、建設計画の検討委員会、住民アンケート、シンポジウムが載っております。

10 ページをご覧頂きたいと思います。建設計画の検討委員会の設置要綱案でございますが、第 2 条、所掌事項ですが、検討委員会は、建設計画案に関し意見を述べ、必要な事項の検討を行うものとし、第 3 条、検討委員会は委員 18 名で構成致します。委員は、3 町の町民各 6 名を協議会の会長が委嘱するということになっております。

11 ページ、住民アンケートに係る案でございますが、3 番目です。調査対象と致しまして、3 町の 15 歳以上の住民に対し年代別男女別に 10 % を抽出し調査致します。10 % 抽出致しますと、約 3,100 名程度の住民のアンケートが得られると思います。

12 ページですが、住民説明会の案でございます。天王町では 5 ヶ所の場所を予定しております。昭和町では 4 ヶ所、飯田川町では 3 ヶ所を予定しております。まちづくりシンポジウム、仮称ですけれども、これは今年の 11 月頃を考えております。場所については、天王

町の総合体育館か、羽城中学校視聴覚ホールということで、まだ今検討中でございます。講師等については、この後色々検討していきたいと思っております。

以上で建設計画の策定方針について、説明を終わりたいと思います。

説明者（事務局長補佐 菅原）

私は協議会事務局補佐の菅原でございます。よろしくお願い致します。

それでは協議第12号、地方税の取扱いについて。第3回合併協議会資料の13ページをご覧頂きたいと思っております。合併協定項目B群8番の地方税の取り扱いということの説明をしていきたいと思っております。

協議第12号、地方税の取扱いについて。地方税の取扱いについては、次の通りとする。3町で差異のない税制については、現行の通りとする。2・3町で差異のある税制については、平成17年度より次の通り統一する。固定資産税の納期については、天王町及び飯田川町の例による。軽自動車税の納期については、天王町及び昭和町の例による。入湯税については天王町の例による。鉱産税については、昭和町の例による。

14ページお願い致します。個人町民税につきましては、天王町・昭和町・飯田川町については差異がございませんので、現行の通り3町同じ方法を取り扱うということでございます。次は法人町民税でございます。法人町民税につきましても、天王町・昭和町・飯田川町では差異がないので、3町同じように取り扱うということです。次に固定資産税でございます。固定資産税については、納税義務者、税率、免税点、納期につきましては、天王町はこのようになっております。昭和町・飯田川町につきましては、納期についてだけ第4期につきまして、天王町が11月1日から11月30日。昭和町が12月1日から12月25日。飯田川町が11月1日から11月30日となっておりますので、この納期につきましては天王町及び飯田川町の例によると、こういう内容でございます。

次は16ページお願い致します。軽自動車税につきましては、納税義務者、税率、賦課期日、納期及び身体障害者等に対する減免につきましては、このようになっております。それで、納期につきましては、天王町が4月11日から4月30日。昭和町も同じでございます。飯田川町の納期が5月1日から5月31日までとなっておりますので、天王町及び昭和町の例に納期を合わせると、こういう内容でございます。

17ページをお願いします。入湯税につきましては、天王町より事例がございませんので、天王町の例のよるということでございます。

次が18ページでございます。町たばこ税は、天王町・昭和町・飯田川町においてはこのような税率を使われておりますので、現行の通りとすると、こういう案でございます。

次に鉱産税につきましては、昭和町より現在行われておりませんので昭和町の例によるという内容でございます。

次に特別土地保有税につきましては、このような税率及び免税点となっておりますので、3町とも差異がございませんのでこのような内容でございます。このままいくということでございます。

次に、19、20、21は、それぞれの税の内容についての説明文章でございますので、後で見えておいて下さい。以上でございます。

会 長（石川天王町長）

以上で提案の説明を終わりました。次回協議して頂く内容でありますので、どうかよろしくお願い致します。

それでは、次回の開催日についてを議題と致します。事務局から説明をお願い致します。

説明者（事務局長 幸村）

それでは、第2回協議会資料の30ページの方をお願い致します。次回の第3回合併協議会の開催日ではありますが、よろしいでしょうか。8月27日水曜日午後2時より、飯田川町役場正庁で開催致します。本日説明致しました第3回協議内容についてご協議をお願いして参りますので、本日ご提案した3回協議会資料をご持参して頂くこととなります。

また、新市の名称については、継続協議となりましたので第2回協議会資料も合わせてご持参して下さいますようお願い致します。また、第4回合併協議会の開催日については、9月25日木曜日午後2時より、昭和町農村環境改善センターにおいて合併協議会を開催し、ご協議をお願いして参ります。なお、第5回合併協議会以降の10月下旬からの合併協議会開催日についてでございますが、基本的な開催予定を一覧表に記載してございます。都合により、日程や開催場所を変更する場合は随時ご連絡致しますのでお願い致します。基本的には、第5回合併協議会以降の合併協議会開催日を第4金曜日とするものであります。協議事項が多数想定される時期については、月2回としておりますのでよろしくお願い致します。説明は以上でございます。

会 長（石川天王町長）

次回の日程等を説明致しましたが、次回は説明した3点と、継続審査となりました新市の名称。そしてまた、先に冒頭に請け負うことになりました一括上程するかしないかということについては、副会長と相談して上程もあり得るということをつけ加えておきます。それではそのように決定になりました。

会 長（石川天王町長）

予定されました案件は終わりました。それではこれもちまして、今日の協議会を終了したいと思います。大変ご苦勞様でした。